

## マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用については、2021年3月からのプレ運用を経て、2021年10月20日より本格運用が開始されます。制度概要とご留意いただきたいことを、利用の流れに沿ってお知らせします。

### ① 事前準備

- ・ご利用には事前申し込みが必要です

マイナンバーカードをご準備いただき、「スマートホン（マイナンバーカード読み取り機能付き）」あるいは「セブン銀行ATM」で申し込んでください。

- ・健康保険組合加入（入社・被扶養者認定）の直後は利用できません。

健康保険組合への届出と、これに基づいて健康保険組合が行う国運営情報ネットワークへの加入者情報登録の後に、マイナンバーカードの保険証利用が可能となります。登録状況はマイナポータルでご確認ください。

- ・マイナンバーカード対応の医療機関かどうか事前に確認してください

本格運用開始時点で、対応医療機関は限られています（順次拡大予定）。利用に際しては、医療機関の掲示や、医療機関・厚生労働省等のホームページでご確認ください。

### ② 医療機関での利用

- ・受付窓口でマイナンバーカードをカードリーダーにかざします。

顔認証または暗証番号により本人確認をします。

マイナンバーは扱いません。

- ・限度額適用認定証の提示が不要となります（窓口で本人が同意する場合のみ）。
- ・過去の薬剤情報や特定健康診査情報が医師等と共有できます（本人が同意する場合のみ）。

これらの情報は本人もマイナポータルで確認できます。

### ③ その他

- ・対応してない医療機関では、従来どおり健康保険証で受診してください。
- ・健康保険証は引き続き有効です。決して破棄しないでください。
- ・事情によりマイナンバーが変更になった際は、会社及び健康保険組合に届け出て下さい。